

水戸市電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、一般家庭における脱炭素化の取組を促進するため、電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及推進に当たり、V2Hシステム（電気自動車等への充電及び電気自動車等からの分電盤を通じた住宅への電力の供給を行うことができるものをいう。以下同じ。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第2条 補助金の交付の対象となるV2Hシステム（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすもののうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市販されており、一般に購入できるものであること。
- (2) 据え付けて設置できるものであること。
- (3) 未使用品であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 現に自らが居住する市内の住宅又は当該住宅の車庫、物置その他の附属建築物に補助対象設備を設置する者

イ 自らが居住の用に供するために購入する市内の住宅又は当該住宅の車庫、物置その他の附属建築物に補助対象設備を設置する者

ウ 補助対象設備が設置された市内の住宅（当該住宅の車庫、物置その他の附属建築物を含む。）を自らが居住の用に供するために購入する者

- (2) 前号イ又はウに該当する者にあつては、第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）が属する年度内において当該住宅に居住する見込みであること。
- (3) 当該者又は当該者と同一の住所に居住する者が電気自動車等を所有、又は所有する予定であること。
- (4) 当該者又は当該者と同一の住所に居住する者が、この要項の規定による補助金の交付を受けていないこと。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと、及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入及び設置工事に要する費用（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあっては、当該住宅の購入に要する費用のうち補助対象設備に係る費用）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費に係る消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額を除く。）又は50,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事の着工前（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあっては、当該住宅への入居前）に、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、申請に係る内容を変更しようとするとき、又は補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合にあっては、当該住宅への入居）を取りやめようとするときは、速やかに電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認したときは、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金変更等承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象設備の設置（補助対象設備が設置された住

宅の購入の場合にあつては、当該住宅への入居）の完了後、申請日が属する年度内に、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により、当該報告の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金額確定通知書（様式第6号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、電気自動車等充給電設備（V2Hシステム）設置補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日が属する年度内に第9条の規定による実績の報告をすることができなかつたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。